

パーツネット北九州 会則

(名 称)

第1条 本会は、「パーツネット北九州 (Parts-Net Kitakyushu)」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、北九州地域産業振興のため、地域の自動車部品関連企業を結集し事業拡大及び新規参入を促進するとともに、他地域とも連携し完成車メーカー及び1次サプライヤーの現地調達率の向上を目指すものである。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、定例的な会合を開催し、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 北部九州地域を「顔の見える地域」にするため、関東、中京などの地域へ積極的なPR活動を行うこと
- (2) 取引拡大に向けた商談会、展示会など企画及び実施すること
- (3) 自動車産業界の的確な動向把握、新規参入・事業拡大に向けた研鑽を図るため、定期的なセミナー及び勉強会などを開催すること
- (4) 生産管理、生産技術などの向上及び人材育成に関する事業を実施すること
- (5) 参加企業の新規技術開発の支援等を通じて、地域の大学などとの産学連携を促進していくこと
- (6) 海外の自動車産業との相互交流に関する可能性を調査するため、ミッションの相互派遣などを実施すること
- (7) 会員相互の情報交換による協調及び連携を図ること
- (8) その他、本会の目的達成のために必要な事業を実施すること

(会 員)

第4条 本会の会員は、次のものにより構成する。

- (1) 自動車関連企業
- (2) 新たに自動車関連産業に参入する企業
- (3) 第2条の目的に賛同する法人、業界団体、個人等

(入会及び退会)

第5条 本会設立後、本会への入退会を希望するものは、入退会希望の申入れから最も近い総会又は定例会において、会長の承認を経て入退会することができる。

(会 費)

第6条 会員は毎年4月に1万円の会費を納めなければならない。また年度途中に入会した会員については、加入した時点で会費を納めることとし、退会した会員については、年度途中であっても会費の返還は行わないものとする。

(総 会)

第7条 総会は、年に1回開催し、会長が議長を務める。

- 2 総会は、会の事業及び運営に関する基本的事項について審議、決定する。

(定例会)

第8条 定例会は、必要に応じて、会長が召集する。

- 2 定例会は、本会の事業及び運営に関する基本的事項について審議決定する。
- 3 定例会は、会長が議長を務める。

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長、理事、監事で構成する。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が召集する。
- 3 役員会は、第3条に定める事業の執行等に関する事項、その他会長が必要と認める事項について、審議、処理する。

(役員及び職務)

- 第10条 本会に会長1名、副会長を3名以内、理事を7名以内、監事1名を置くこととする。
- 2 前項の役員は、総会にて選任するものとする。
 - 3 会長は、本会を代表し会務を総括する。
 - 4 副会長は会長を補佐し、会長が職務を行えない場合はその職務を代行する。
 - 5 理事は本会の総務、企画及び運営に関する基本的事項について審議する。また、副会長が職務を行えない場合はその職務を代行する。
 - 6 監事は、会計の監査を行う。
 - 7 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 8 補欠又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧問等)

- 第11条 本会に顧問、特別顧問、賛助会員及びアドバイザー等を置くことができる。

(成立要件)

- 第12条 総会及び定例会は、本会会員総数の2分の1の出席（委任状を提出したうえでの欠席の場合を含む）をもって成立とする。

(議決)

- 第13条 総会及び定例会の議決は、出席総数の過半数の賛成により行う。なお、賛否同数の場合は、議長が決するものとする。

(事業年度)

- 第14条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(会計監査)

- 第15条 監事は、会計年度終了後、会計監査を行い、最初に開かれる総会もしくは定例会で会計監査の報告を行う。

(事務局)

- 第16条 本会の事務局は、北九州市産業経済局企業立地支援課に置く。
- 2 事務局は、以下の事務を所掌する。
 - (1) 総会に関すること
 - (2) 定例会に関すること
 - (3) 本会に係る収入及び支出に関すること
 - (4) その他、総会に決議に基づき会長が定めること
 - 3 本会の収入及び支出にあたっては、事務局長の決裁を得るとともに、出納帳を作成しなければならない。また、会計年度終了後、監事の会計監査を受けた上で、最初に開かれる総会もしくは定例会において、会員の承認を得なければならない。
 - 4 事務局長は、北九州市産業経済局企業立地支援課担当課長とする。

(決議)

- 第17条 本会則に定めのない事項については、総会において出席者の過半数をもって決することができる。なお、賛否同数の場合は、議長が決するものとする。

(その他)

- 第18条 本会則に定めるもののほか、運営に必要な事項は会長が別に定める。

(付則)

- 1 本会則は、本会設立の日（平成17年11月7日）から施行する。

(付則)

- 1 本会則は、平成18年11月7日から施行する。

(付則)

- 1 本会則は、平成19年11月5日から施行する。

(付則)

- 1 本会則は、平成20年6月23日から施行する。

(付 則)

1 本会則は、平成22年11月19日から施行する。

(付 則)

1 本会則は、平成23年11月10日から施行する。

(付 則)

1 本会則は、平成24年4月1日から施行する。

(付 則)

1 本会則は、平成30年7月6日から施行する。

(付 則)

1 本会則は、令和元年7月12日から施行する。